

伊予市中小企業振興資金融資制度について

目 的	伊予市内の中小企業に対する融資制度を設け、その育成振興を図る。
申込人の資格	伊予市内に住所を所有する個人または伊予市内に本店を有する法人で、次の条件を備える者。 (1) 1年以上中小企業を営んでいる者 (2) 市税を完納している者 (3) 愛媛県信用保証協会業務取扱規定に適合する者
融 資 条 件	(1) 資 金 使 途 事業に必要な運転及び設備資金 (2) 融資限度額 500万円以内 (3) 融 資 期 間 60ヶ月以内 (4) 返 済 方 法 分割払い(繰上償還も可) (5) 保 証 人 法人の場合、その代表者。個人の場合は、原則として不要。
貸付利率及び保証料率	(1) 貸付利率・・・日本政策金融公庫 経営改善貸付利率を適用 (2) 保証料率・・・愛媛県信用保証協会の定めるところによる。
取扱金融機関	伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫
申 込 先	伊予市 商工観光課
申込に必要な書類	(1) 中小企業振興資金融資申込書・・・1通 (2) 個人情報提供に関する同意書・・・1通 (3) 市税納税証明書(最新年度分)・・・申込人、保証人ともに各1通 (4) 確定申告書(過去3期分)・・・1通 (5) 決算書(過去3期分)・・・1通 (6) 営業許可書等の写(両面)、飲食業の場合は宣誓書・・・業目ごとに1通 (7) 試算表等・・・1通 (8) 登記簿謄本及び定款(法人のみ)・・・1通 (9) 信用保証協会全国統一申込書式・・・1式 (10) 現在の受注工事一覧表(建設業・製造業の場合)・・・1通 (11) 設備資金の場合・・・1通 ○設備資金使用計画書 ○見積書および設計書 ○カタログ ○契約書 等